



秋田県公報

目 次

ページ

○秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(四三・建築住宅課)……………2

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四三号)

1 構造計算適合性判定、階数が三以上である共同住宅の一定の工程に係る工事を終えた場合の中間検査等を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。(別表関係)

2 確認審査及び完了検査に関する事務の手数料の額を引き上げることとした。(別表関係)

3 その他

- (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一九年六月二〇日から施行することとした。

条 例

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年五月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十三号

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「法」を「別表において「法」に改め、「及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)」を削る。第三条中「申請」の下に「、通知、請求又は申出」を加える。

別表一の項中「申請」の下に「又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に関する計画の通知」を加え、「五千元」を「七千元」に、「九千元」を「一万三千元」に、「一万四千元」を「二万円」に、「一万九千元」を「二万六千元」に、「三万四千元」を「四万六千元」に、「四万八千元」を「六万三千元」に、「十四万円」を「十八万円」に、「二十四万円」を「三十一万三千元」に、「四十六万円」を「六十万四千元」に改め、同表五十の項中「令」を「建築基準法施行令」に改め、同項を同表五十二の項とし、同表四十九の項中「令」を「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)」に改め、同項を同表五十一の項とし、同表四十八の項中「又は」を「若しくは」に、「完了検査」を「工事の完了の検査」に改め、「申請」の下に「又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する法第十八条第十四項の規定による工作物に関する工事の完了の検査」に改め、「申請」の下に「又は法第八十七条の二において準用する法第十八条第十四項の規定による建築設備に関する工事の完了の通知」を加え、同項を同表四十八の項とし、同表四十五の項中「第八十七条の二第一項」を「第八十七条の二」に改め、「申請」の下に「又は法第八十七条の二において準用する法第十八条第二項の規定による建築物に関する計画の通知」を加え、同項を同表四十七の項とし、同表中四十四の項を四十六の項とし、三十五の項から四十三の項までを二項ずつ繰り下げ、同表三十四の項イからハまでの規定中「とき」を「もの」に改め、同項を同表三十六の項とし、同表中三十三の項を三十五の項とし、四の項から三十二の項までを二項ずつ繰り下げ、同表三の項中「第八十七条の二第一項」を「第八十七条の二」に改め、同項を同表五の項とし、同表一の項中「完了検査」を「工事の完了の検査」に改め、「申請」の下に「又は法第十八条第十四項の規定による建築物に関する工事の完了の通知」を加え、「一万円」を「一万四千元

(法第七条の三第七項の規定の適用がある場合における法第七条第一項の規定による建築物に関する工事の完了の検査又は法第十八条第二十一項の規定の適用がある場合における同条第十五項の規定による建築物に関する工事の完了の検査(以下この項において「特例完了検査」と総称する。)に係るもの)にあっては、一万二千元)」「に、「一万七千元(特例完了検査に係るもの)にあっては、一万四千元)」「に、「一万六千元」を「二万三千元(特例完了検査に係るもの)にあっては、二万九千元)」「に、「二万二千元)」「を「三万三千元(特例完了検査に係るもの)にあっては、五万円)」「に、「五万円)」「を「七万三千元(特例完了検査に係るもの)にあっては、六万七千元)」「に、「十二万円)」「を「十八万円(特例完了検査に係るもの)にあっては、十六万六千元)」「に、「十九万円)」「を「二十八万六千元(特例完了検査に係るもの)にあっては、二十七万三千元)」「に、「三十八万円)」「を「五十七万七千元(特例完了検査に係るもの)にあっては、五十六万六千元)」「に改め、同項を同表三の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>四 法第七条の三第一項の規定による建築物に関する特定工程に係る検査の申請又は法第十八条第十七項の規定による建築物に関する特定工程に係る工事の終了の通知</p> <p>イ 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの</p> <p>ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの</p> <p>ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの</p> <p>ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの</p> <p>ホ 床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの</p> <p>ヘ 床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの</p> <p>ト 床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの</p> <p>チ 床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの</p> <p>リ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの</p>	<p>一万二千元</p> <p>一万四千元</p> <p>二万九千元</p> <p>二万八千元</p> <p>四万九千元</p> <p>六万六千元</p> <p>十五万九千元</p> <p>二十五万九千元</p> <p>五十一万九千元</p>
---	---

別表一の項の次に次の一項を加える。

<p>二 法第六条第五項、第六条の二第三項若しくは第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)の請求又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十七条第四項(同法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による特定建築物(構造計算適合性判定を要する特定建築物に限る。)に関する計画の適合の通知の受理の申出</p> <p>イ 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの</p>	<p>構造計算一件につき 十九万九千元(プログラムにより構造計算を行った場合にあっては、十三万</p>
---	---

<p>ロ 床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの</p>	<p>八千円) 構造計算一件につき 十 九万九千円(プログラム により構造計算を行った 場合にあつては、十三万 八千円)</p>
<p>ハ 床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの</p>	<p>構造計算一件につき 二 十六万五千円(プログラ ムにより構造計算を行っ た場合にあつては、十七 万円)</p>
<p>ニ 床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの</p>	<p>構造計算一件につき 三 十万二千円(プログラム により構造計算を行った 場合にあつては、十八万 八千円)</p>
<p>ホ 床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの</p>	<p>構造計算一件につき 四 十万千円(プログラムに より構造計算を行った場 合にあつては、二十三万 七千円)</p>
<p>ヘ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの</p>	<p>構造計算一件につき 七 十三万五千円(プログラ ムにより構造計算を行っ た場合にあつては、四十 万二千円)</p>

別表の備考二中「それぞれに掲げる面積」を「当該イからニまでに定める床面積」に改め、同表の備考六中「この表四十四の項」を「この表四十六の項」に、「それぞれに掲げる面積」を「当該イからニまでに定める床面積」に改め、同表の備考十とし、同表の備考五中「この表二の項」を「この表三の項」に改め、「申請」の下に「又は通知において、当該申請又は通知」を加え、「においては」を「手数料の額は」に、「手数料にこの表四十六の項」を「額に同表四十八の項」に、「の手数料を合わせて徴収するもの」を「を加算した額」に改め、同表の備考五を同表の備考八とし、同表の備考八の次に次のように加える。

九 この表四の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合にあつては当該建築に係る部分の床面積のうち当該検査前に施工された工事に係る建

建築物の部分の床面積について算定し、建築物の大規模の修繕をする場合にあっては当該修繕に係る部分の床面積のうち当該検査前に施工された
工事に係る建築物の部分の床面積の二分の一について算定する。

別表の備考四中「この表二の項」を「この表三の項」に改め、同表の備考四を同表の備考七とし、同表の備考三中「申請」の下に「又は通知において、
当該申請又は通知」を加え、「においては」を「手数料の額は」に、「手数料にこの表四十五の項」を「額に同表四十七の項」に、「の手数を合わ
せて徴収するもの」を「を加算した額」に改め、同表の備考三を同表の備考四とし、同表の備考四の次に次のように加える。

五 この表二の項の床面積の合計は、構造計算適合性判定を要する建築物又は特定建築物の部分の床面積について算定する。

六 この表において「プログラムにより構造計算を行った場合」とは、一件の構造計算の主要部分について一のプログラム（法第二十条第二号イ
又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムをいう。）により一貫して構造計算を行い、かつ、同表一の項に掲げる申請若
しくは通知又は同表二の項に掲げる請求若しくは申出をするときに当該構造計算の計算を記録した磁気ディスク等を併せて提出した場合をいう。
別表の備考二の次に次のように加える。

三 この表一の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に構造計算適合性判定を要する建築物の部分が含まれる場合の手
数料の額は、同項に定める額に同表二の項に定める額を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成十九年六月二十日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄